

# 統合評価結果

## 総合評価

明確さ	一貫性	整合性	差異性	ベクトル空間	UMAP
4.06	3.94	4.06	4.00	3.13 (0.035)	4.13 (0.419)

## 福島県外での除去土壌処分に関する法的・倫理的課題と復興政策の必要性（53件）

福島県外での除去土壌処分に関する法的および倫理的な問題が浮き彫りになっています。特に、福島の除去土壌を県外に移設することが約束違反となる可能性や、地域住民の意向を無視した施策が国民を欺くものであるとの懸念が強調されています。また、福島の復興を進めるためには、具体的な政策や実行が求められ、被曝限度の見直しや除去土壌の再生利用に関する省令改正が重要視されています。さらに、放射性物質の管理や地域間の責任についても議論があり、福島の現状を反映した適切な対応が必要とされています。

明確さ	一貫性	整合性	差異性	ベクトル空間	UMAP
4	4	4	4	3 (0.032)	5 (0.522)

評価コメント：法的・倫理的課題が明確に示されており、復興政策の必要性も強調されているが、情報が多いため一部冗長に感じる箇所がある。

## 意見一覧

意見	ベクトル空間	UMAP
福島県外での除染土の処分や再利用に賛成である。	3 (0.010)	5 (0.709)
福島県の復興に邁進すべきである。	4 (0.094)	5 (0.615)
被災地の復興のために早急に実現して欲しい。	3 (0.006)	5 (0.546)
今回の省令改正は、福島の復興を推し進めるための除去土壌の再生利用を全国で円滑に進めるために必要である。	3 (0.039)	5 (0.635)
今回の省令改正により、除去土壌の埋立処分終了時の措置や復興再生利用に関する事項が明確になり、福島の復興が促進されると考えられる。	4 (0.051)	5 (0.653)
福島の除去土壌を福島県外に移設することは止むを得ないと考えている。	4 (0.057)	5 (0.712)
除去土壌を福島以外の地域で処理することは国全体の責任として受け入れる必要がある。	3 (0.010)	5 (0.533)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

中間貯蔵施設の除去土壤について福島県外での最終処分や再生利用に賛成である。

4 (0.057)

5 (0.686)

福島に作られた中間貯蔵施設は最終処分場にはならないと法律に明記されている。

4 (0.087)

5 (0.655)

除染土壤を放射能汚染土と呼ぶことでミスリードし、福島県の復興を阻害する人たちに負けず、予定通りに進めてほしい。

2 (-0.044)

5 (0.529)

環境省が示した実証事業のうち2つは福島県外の土壤を用いており、福島県内の状況を反映していない。

3 (0.024)

5 (0.647)

輸送コストが無駄である。

2 (-0.019)

1 (-0.324)

安全に再生利用ができるならば、輸送コストのかからない福島県内で行うべきである。

4 (0.056)

5 (0.707)

浮いたお金を福島の復興再生に使うべき

3 (0.048)

5 (0.681)

原発周辺の土地を国有化してそこで保管し続けるべき。

3 (0.014)

3 (0.174)

除去土壤は東京電力の敷地内に保管すべきである。

2 (-0.029)

1 (-0.270)

除去土壤を貴重な資源と位置付けるならば、東京電力が拒否する理由はないはずである。

2 (-0.029)

1 (-0.285)

霞が関や永田町、政治家や官僚の自宅で率先して再生利用の案件形成をすべき

2 (-0.009)

4 (0.434)

福島第一原発の事故を受けて、再生利用先は東京電力管内の都市部に限定すべきである。

4 (0.054)

5 (0.675)

東京電力と利害関係のない一般国民の居住地域に再生利用を可能にするような建付けにすべきではない。

2 (-0.031)

4 (0.421)

環境省は汚染土の再利用を推進しているが、これは福島県外での最終処分のために除去土壤の量を減らす必要があるという理由による。

2 (-0.011)

5 (0.708)

「復興再生利用」が実質的な最終処分に近いことから、福島県との約束が反故にされる可能性がある。

3 (0.017)

5 (0.681)

福島県内の再生利用は、30年以内に県外に運び出すという約束違反ではないか。

4 (0.067)

5 (0.674)

福島県外での最終処分に関する約束が問題の始まりである

4 (0.099)

5 (0.672)

福島県民や全国の国民を騙すようなやり方はやめるべき

4 (0.060)

5 (0.646)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

大熊町、双葉町、福島県浜通り地方に対する意向を確かめるべきである。

3 (0.030)

5 (0.549)

福島第一原発の立地自治体は、交付金や雇用を得て町が潤った責任をとるべきである。

4 (0.080)

5 (0.682)

中間貯蔵用地にはまだ余裕があり、それ以外の利用はできない状況であるため、減容する必要性はない。

3 (0.002)

3 (0.245)

中間貯蔵施設には余裕がまだ半分もあると聞いている。

3 (0.024)

4 (0.317)

貴重な資源であるならば、福島県外での最終処分を求める必要はなく、福島県に再度保管を求めても良いはずである。

5 (0.106)

5 (0.677)

福島県が受け入れない場合、その理由を問うべきである。

4 (0.093)

5 (0.670)

福島で原発事故の被害に遭った人たちの意見を聞くべきである。

3 (0.030)

4 (0.467)

福島の汚染を他に広げてほしくないという声があることを確認すべきである。

3 (0.025)

5 (0.641)

福島県には帰還困難区域内のホットスポットや高線量の除染すべき箇所がまだ存在する。

4 (0.051)

5 (0.655)

最終処分量は東京ドーム11杯分には収まらないだろう。

3 (0.006)

5 (0.636)

飯館村の再生利用実証実験地は永久的な埋立てとなるべきではない。

2 (-0.021)

2 (-0.052)

同じ省庁内で規制と事業の推進の機能を持つことは、福島事故の教訓に反することである。

3 (0.007)

4 (0.468)

代行告示は、国が福島県等の代行をする形式をとりつつ、実態は除去土壌の受入れを全国の地方公共団体に強制するものである。

3 (0.040)

4 (0.293)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法は、福島県外での最終処分を国の責務としている。

4 (0.064)

5 (0.669)

施行令第二条は、国が福島県及び関係市町村に代わって除去土壌を処分するための規定を環境大臣が定めるものである。

3 (0.025)

5 (0.567)

今回の告示は、福島県外で最終処分するという法的根拠を逸脱していると考えられる。

4 (0.076)

5 (0.655)

この告示は国民や福島県民を騙すものである。

4 (0.056)

5 (0.511)

意見	ベクトル空間	UMAP
国が福島県内の市町村に代わって除去土壤の処分を行う一方で、県外の除去土壤は市町村に行わせるのは不合理である。	3 (0.044)	5 (0.650)
福島原発事故による「現存被ばく状況」にはない地域も含め、日本全国が「現存被ばく状況」であるとの前提は容認できない。	3 (0.023)	5 (0.573)
福島の復興のために除染で集めた放射性物質濃度が高い土壤を福島以外の地域に移動させることは、放射線被ばくの正当化の原則にあたらない。	1 (-0.071)	5 (0.513)
2011年3月11日の発災当時、除染は住民への被曝予防のために行われるべきである。	1 (-0.059)	4 (0.362)
福島の復興を進めるためには、被曝限度を正さなければならぬ。	4 (0.056)	5 (0.650)
福島に10トントラックを大量に導入することは、福島の道路を渋滞させることになる。	4 (0.060)	5 (0.673)
運び込んだ土壤を中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するための法律は不合理であり、見直すべきである。	3 (0.030)	5 (0.666)
福島県に住んでいるが、中間貯蔵施設から県外に出すべきではない。	5 (0.118)	5 (0.682)
環境省が説明する30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置には復興再成利用を含むべきではない。	4 (0.074)	5 (0.705)
領海内に存在する無人島に埋め立てる方がまだましである。	3 (0.025)	4 (0.490)
何百年もかかる物質は孤島の無人島を持って行って埋めるべきである。	3 (0.010)	5 (0.546)

## 科学的根拠に基づく透明な情報公開と住民の権利保護の強化（31件）

科学的数据に基づいた透明性の確保は、住民や専門家が信頼できる情報を得るために不可欠です。環境省は、規制機能と事業者機能の独立性を維持しつつ、環境影響評価や測定データの公開を徹底する必要があります。また、地方自治体の主体性を尊重し、住民への説明責任を果たすことで、基本的人権の侵害を防ぎ、国民の信頼を得ることが求められています。具体的には、全ての測定データの公開や、リスク評価の透明性を高めることが重要です。

明確さ	一貫性	整合性	差異性	ベクトル空間	UMAP
4	4	4	4	2 (-0.005)	3 (0.220)

評価コメント：科学的根拠に基づく情報公開の重要性が明確に伝わっており、意見も一貫している。ただし、情報の整理がもう少し必要で、他クラスタとの重複が見られる部分もある。

## 意見一覧

意見	ベクトル空間	UMAP
行政は風評と感情論に屈せず、科学的な判断に基づいて実行すべき。	3 (0.029)	4 (0.421)
感情論では解決できないので、科学で解決して欲しい。	2 (-0.016)	4 (0.442)
安全性を確保できないまま実施された場合、日本の環境政策や公衆衛生に対する信頼性が問われる。	2 (-0.000)	3 (0.131)
安全性が確保されない実施は国際社会から批判を受ける。	3 (0.026)	3 (0.170)
これは全国民への被曝の強制であり、被曝しない権利という基本的人権の違反となる。	2 (-0.012)	3 (0.056)
環境省は規制官庁としての立場を堅持し、制度のは正に取り組むべきである。	2 (-0.008)	3 (0.052)
環境省は再生利用実施者の立場を手放すべきである。	1 (-0.059)	3 (0.190)
国民がその尻拭いを広く受けるべきではない。	2 (-0.006)	3 (0.160)
環境省内で処理を行い、健康被害が出ないことを証明できるか確認すべきである。	3 (0.003)	4 (0.317)
公共事業の実施主体及び責任体制が明確であるべきである。	2 (-0.011)	2 (-0.092)
除去土壤の放射能測定結果や管理状況の透明性が不十分であり、全ての測定データを住民や専門家が確認できるよう公開を義務化すべきである。	1 (-0.066)	4 (0.298)
モニタリングデータや測定機器の校正の結果を情報公開すべき	3 (0.020)	4 (0.399)
除去土壤の再生利用に関する情報公開や地域住民への説明、公聴会、協議義務を省令案に書き込むべきである。	2 (-0.042)	3 (0.212)
二本松と小高区での実証実験は住民の反対により取りやめになったことは問題である。	2 (-0.009)	3 (0.026)
全ての測定データをWEBサイトに掲載すべき	2 (-0.007)	4 (0.286)
事業に係る計画の詳細、安全評価や潜在的なリスクについて、科学的な根拠に基づき情報公開を行うべき	3 (0.004)	4 (0.278)
測定データを公開できる体制を整備すべき。	3 (0.031)	4 (0.375)
環境影響評価を公開すべき	3 (0.046)	4 (0.339)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

科学的なリスク評価を強化し、その結果を透明に公開すべき。

3 (0.037)

4 (0.404)

輸送や施工の各段階で発生しうるリスクを詳細に評価し、その結果を公開すべき

2 (-0.005)

4 (0.435)

環境省は事業者機能と規制機能の独立性を維持し、実証できるアプローチを検討している。

3 (0.027)

3 (0.009)

代行告示は地方自治法第1条の趣旨に反し、国の権利濫用である。

2 (-0.030)

3 (0.124)

代行体制では、除去土壤の処分に対する情報公開が不十分になる懸念がある。

2 (-0.036)

3 (0.218)

代行告示により、地方自治体の主体性が失われる可能性がある。

2 (-0.002)

3 (0.171)

除去土壤の処分に係る代行告示は透明性が欠如しており、住民に対する情報提供が不十分である。

2 (-0.041)

3 (0.169)

告示に対する監視体制を強化し、処分が適切に行われていることを確認できるようにすべきである。

3 (0.008)

4 (0.373)

事故による災害からの復興を目的としても、国民に追加被ばくを受容させることはあってはならない。

1 (-0.063)

3 (0.045)

試験手法は環境省告示 18 号に準拠しているが、生活環境への被害防御には 46 号が適しているため不十分である。

2 (-0.027)

3 (0.236)

措置内容について専門家の評価を受けるべき

3 (0.010)

3 (0.086)

評価結果を公表すべき

3 (0.047)

4 (0.357)

ALPS処理水問題の対応について経産省・外務省に確認し、知見を活かすべきである。

2 (-0.009)

3 (0.142)

## 復興再生利用における法的整備と市民参加の促進（29件）

復興再生利用に関する法令や管理体制の不明確さが事業者の参入を妨げている現状を踏まえ、法的根拠や責任の明確化が求められています。また、原発事故の被害者や周辺住民の意見を反映させるために、透明性のある議論を通じて市民が復興再生利用の定義や実態を理解し、判断できる環境を整えることが重要です。具体的には、再生利用の基準や定義の明確化、情報の保存や測定頻度に関する具体的な規定の整備が必要とされています。

## 明確さ

## 一貫性

## 整合性

## 差異性

## ベクトル空間

## UMAP

4

4

4

4

5 (0.116)

5 (0.625)

評価コメント：全体的に意図は明確で、法的整備の必要性や市民参加の重要性が伝わるが、表現の一部に冗長さが見られる。

## 意見一覧

意見	ベクトル空間	UMAP
再生利用の必要性が国民に理解され、事業が円滑に進むことを期待する。	5 (0.101)	5 (0.690)
「復興再生利用」には、これまでの「再生利用」とは違う目的が含まれている。	5 (0.217)	5 (0.738)
再生利用が含まれるような一方的な解釈は許されない	5 (0.162)	5 (0.732)
循環型社会形成推進基本法は、再生利用を促進するために適正「処理」を一方法として定めている。	4 (0.084)	5 (0.607)
同法では「利用又は処分」という表現が使われている。	4 (0.087)	5 (0.668)
再生利用は県外ですべきでない。	4 (0.063)	5 (0.641)
復興再生利用は復興に繋がる事業にならない。	5 (0.195)	5 (0.740)
「復興再生利用」の定義・態様が不明確であり、科学的に安全性が不明であるため、急に安全な行為とされることに疑問がある。	5 (0.199)	5 (0.731)
運用する側は「復興再生利用」が法令違反となるリスクを恐れ、事業者が参入しづらい状況にあると考えられる。	5 (0.104)	4 (0.459)
「復興再生利用」の管理期間は定まっておらず、放射線防護上重要な論点である。	4 (0.052)	4 (0.459)
事業実施者の情報の保管期間が不明であり、復興再生利用の終了までの責任がいつまで続くのかが明確でない。	4 (0.061)	4 (0.396)
復興再生利用に関わる措置の終了とともに情報の保存が終了することは問題であり、後の検証のための記録や資料がなくなることは責任を問われるべきである。	5 (0.104)	4 (0.484)
再生資材化の手続きに関して法的根拠がないまま進められることに危惧を抱いている。	4 (0.059)	5 (0.568)
再生利用の管理期間における測定頻度が明記されていない。	4 (0.077)	4 (0.433)
再生処分を行う者については法律に明記すべきであり、撤回して法律改正を行うべきである。	3 (0.041)	4 (0.466)
復興という言葉を都合よく使って、多少の被ばくは我慢せよと言っているのは問題である。	5 (0.124)	5 (0.702)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

「復興再生利用」という語句は、国民を誤魔化すための表現である。

「復興再生利用」という造語を使うべきではない。

「復興再生利用」という表現は実態を隠す目的があるため、使用すべきではない。

再生利用が本当に復興の役に立つかどうかは、公開の議論を通じて国民が判断すべき

「復興再生利用」の基準を定める規則を改正することはやめるべき

「復興」とは何か、何をどうするのが「復興」なのかについて、原発事故の被害者や周辺住民を中心に国民、市民の議論を始めるべき

放射性物質汚染対処特措法で規定していない「復興再生利用」という言葉を勝手に規則で創設している。

「復興再生利用」という言葉を規則の一条で追加定義していない。

復興再生利用の定義が二重に説明されるのは異常である。

復興再生利用の定義は規則の定義の条項で明確に定義されるべきである。

この期間中に放射性物質を国土全体で利用する再生利用は、原子力災害対策特別措置法の法律違反である。

「類する覆い」の定義を明確化すべき

新しい用語があり、それが何を指すのかが不明である。

5 (0.194)

5 (0.694)

5 (0.225)

5 (0.734)

5 (0.235)

5 (0.740)

5 (0.138)

5 (0.718)

4 (0.074)

5 (0.542)

4 (0.069)

5 (0.700)

3 (0.038)

5 (0.656)

5 (0.205)

5 (0.706)

5 (0.222)

5 (0.735)

5 (0.210)

5 (0.706)

1 (-0.065)

4 (0.350)

3 (0.015)

5 (0.638)

4 (0.075)

5 (0.702)

## 地域社会との調和を図る除去土壤管理と再利用の重要性（39件）

除去土壤の管理と再利用に関する責任の明確化が求められており、地域社会との調和を図るために具体的な方策が必要です。特に、公共事業における除去土壤の再利用は、環境リスクや経済的影響を考慮し、厳格な基準と監査体制の導入が不可欠です。また、地域住民の理解を得るために透明性のある情報提供や、発生地での保管の重要性が強調されており、地域間の分断を防ぐための取り組みが求められています。

明確さ	一貫性	整合性	差異性	ベクトル空間	UMAP
4	4	4	4	3 (0.008)	4 (0.394)

評価コメント：全体的に明確で一貫した意見が述べられているが、情報の過不足や細部の重複が見られる。特に、地域社会との調和に関する具体的な方策がもう少し明確に示されると良い。

## 意見一覧

意見	ベクトル空間	UMAP
除去土壤の処分については全国的な取り組みが不可欠であり、国が積極的に主導して進めるべき。	3 (0.037)	4 (0.419)
特定の地域に負担を押し付ける構造は国内の分断を招くと思う。	2 (-0.002)	3 (0.088)
安全な処理土を積極的に受け入れたい	2 (-0.009)	5 (0.520)
デブリの取り出しがまだであるため、土は動かすべきではない。	3 (0.008)	4 (0.458)
除去土壤の再生利用による生態系への影響が十分に評価されていない。	3 (0.037)	5 (0.570)
災害が起こらなくても、補修工事や耐用年数後の撤去、付け替えなどで土の流出や拡散が生じる。	3 (0.016)	4 (0.465)
補修工事や自然災害による土砂の流出や拡散が予想されるため、対策が求められる。	3 (0.012)	4 (0.400)
災害によって土壤が流出した際の対応について記載がないのは問題である。	3 (0.014)	4 (0.425)
災害で流された再生利用土の回収には、チェックが必要である。	2 (-0.003)	4 (0.362)
除去土壤を復興再生利用した場所が自然災害に見舞われた場合、余計な手間と懸念を増やすだけである。	3 (0.034)	4 (0.497)
再生利用される土壤の管理が不可能であり、汚染土壤のトレーサビリティコントロールシステムを維持する必要があるが、日本全土でのコントロールは不可能であり、膨大な税金がかかる。	2 (-0.028)	4 (0.481)
除去土壤は発生場所で保管すべきである。	3 (0.029)	5 (0.503)
輸送を伴わない発生地保管は、物流・施工に伴うリスクを完全に排除できる。	2 (-0.005)	5 (0.546)
除去土壤の再利用による生態系への影響が十分に評価されていない	3 (0.040)	5 (0.525)

意見	ベクトル空間	UMAP
除去土壤の発生場所での保管は新たな環境影響リスクを完全に排除できるべきではない	3 (0.002)	5 (0.606)
土壤は人間にとて貴重な資源であり、表層土壤は生き物を育むために重要である。	3 (0.037)	5 (0.609)
農業や漁業に影響を与え、土地価格の下落や観光業への打撃を招く可能性がある。	3 (0.014)	4 (0.341)
日本産の農産物は海外で人気があり、第一次産業が復活できる兆しがあるが、汚染されると輸入禁止となり壊滅的な被害を受ける。	2 (-0.036)	3 (0.226)
農地に用いることには賛成できない	3 (0.017)	4 (0.339)
福島の漁業同様に風評被害が広がり、食品の輸出が困難になる	1 (-0.053)	4 (0.366)
除去土壤を日本全国どこに利用されるかわからないように再利用することは、国が推進しているインバウンド事業に大きなダメージを引き起こす。	3 (0.030)	5 (0.585)
インバウンド観光などへの経済効果のマイナスはすべて国の責任となる。	2 (-0.009)	4 (0.444)
除去土壤の受け入れを巡る地域社会の分断が起こる可能性がある。	3 (0.005)	5 (0.598)
公共事業には公共空間での農業・農園作業実習が含まれるべきか疑問である。	3 (0.001)	4 (0.341)
除去土壤は用途を限定すべきで、広くばらまくべきではない。	3 (0.024)	5 (0.627)
除去土壤は大規模施設など、一定の場所に集中させるべきだ。	3 (0.013)	4 (0.335)
足元の盛土作業をする際に、鉄板が敷いてあつたら作業ができない。	3 (0.013)	3 (0.070)
施工業者や管理者に対する監督が甘く、再生利用された土壤が危険をもたらすリスクが高いため、施工段階から維持管理までの全プロセスで、より厳格な基準と監査体制を導入すべき。	3 (0.030)	4 (0.326)
除去土壤の管理の責任主体、方法、基準が非常にあいまいで無責任である。	2 (-0.006)	3 (0.203)
公共事業での除去土壤再利用は、自然災害時や施工不備による環境汚染のリスクを高めるため、注意が必要である。	2 (-0.024)	3 (0.200)
新宿御苑に既に除去土壤が運ばれていることを後日知った方が、怒りが大きくなることを理解すべきである。	2 (-0.012)	4 (0.345)

意見	ベクトル空間	UMAP
除去土壤の再生利用に関する事業者と規制者を分離すべきである。	3 (0.017)	3 (0.093)
除去土壤の処分を誰が行うのかについて、合理的な説明や整合性がないのは問題である。	3 (0.007)	4 (0.263)
除去土壤を持ち込まれた側の自治体の準備が整っていない。	3 (0.026)	4 (0.431)
埋立地は農山村地域が想定され、里山生活に不可欠な動植物及びその生息環境への配慮が重要であるが、これについて触れられていない。	3 (0.030)	5 (0.579)
除去土壤を覆う遮蔽物の基準が緩和されることにはリスクがある。	2 (-0.014)	4 (0.279)
当初はコンクリートで覆う予定だったが、いつの間にか土で覆うことになったのは手抜きである。	3 (0.011)	4 (0.337)
除去土壤の復興再生利用について国民の理解を醸成したいといながら、今回のパブリックコメントのやり方はその真逆である。	2 (-0.003)	3 (0.083)
除去土壤が資源であるなら、他の国に売るべきである。	3 (0.029)	4 (0.473)

## 原発事故後の責任明確化と環境保護の強化（33件）

原発事故に伴う責任の所在を明確にし、特に東京電力や国の責任を強調する意見が多く見られます。汚染者負担の原則に基づき、東京電力が事故の影響に対して責任を持つべきとの声が強く、地域住民への保障や健康被害に対する補償の必要性も指摘されています。また、地下水や土壤の汚染管理の強化が求められ、具体的な再利用基準やモニタリング体制の整備が必要とされています。これにより、公共の水域や地下水を守るための実効性のある対策が求められています。

明確さ	一貫性	整合性	差異性	ベクトル空間	UMAP
4	4	4	4	2 (-0.024)	3 (0.229)

評価コメント：意見は明確で、責任の所在や環境保護の必要性が強調されているが、情報の整理がもう少し必要。

## 意見一覧

意見	ベクトル空間	UMAP
国民は原発を容認してしまった過去があり、原発事故について一定の責任があると考えている。	2 (-0.016)	3 (0.033)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

原発事故はまだ続いている。

2 (-0.010)

2 (-0.091)

日本は伏流水が多く、地下の状況を把握するのが難しい。

3 (0.003)

3 (0.240)

地表面を隈なく測定し、細かく土壤サンプリングを行う必要がある。

2 (-0.039)

2 (-0.005)

地震や洪水によって道路や堤防は人間の責任体制とは無関係に崩壊するため、第58条の4口の「責任体制が明確」や「継続的かつ安定的」は机上の空論であり撤回すべきである。

3 (0.003)

4 (0.382)

埋め立てられた再生土壌は再度掘り起こされ再利用される可能性があり、トレーサビリティが不能であるため、即刻省令案は取り下げるべきである。

1 (-0.053)

3 (0.226)

密閉型容器の使用をすべき。

2 (-0.014)

4 (0.376)

汚染を発生させたのは東京電力であり、責任をもって受け入れるのは当然である。

2 (-0.016)

4 (0.309)

地権者及び地域住民に十分な保障をして、東電が永久管理することを宣言すべきである。

2 (-0.001)

3 (0.170)

これ以上被ばく被害を全国に増やすべきではない。

2 (-0.021)

3 (0.050)

国は東電の責任を汚染土等について明確にすべきである。

2 (-0.009)

4 (0.260)

放射能汚染を伴う作業が公共事業とされることで、最大の責任者である東電が第三者のようになってしまうことは理解できない。

1 (-0.085)

4 (0.341)

除去土壌は「汚染者負担の原則」に基づき、東京電力が責任を負うべき問題である。

2 (-0.040)

3 (0.121)

事故の責任は東電や国にあるべきであり、一般市民に負担を押し付けるべきではない。

3 (0.022)

4 (0.311)

事故が起こった際に他の地域を巻き込むことはやめるべきである。

3 (0.003)

4 (0.325)

覆土について、内側の層 A の責任主体を除染実施者、外側の層 B の責任主体を事業実施者や施設の管理者と分けることは現実的ではない。

3 (0.004)

4 (0.332)

同じ構造物の層ごとに責任主体を分けることは実効性に欠ける。

3 (0.017)

4 (0.434)

環境省は除染土壌の復興再生利用に関するすべての管理と責任を負うべきである。

1 (-0.053)

4 (0.317)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

地下水への汚染状況のモニタリングは必須であるべき

1 (-0.054)

4 (0.374)

除去土壤の表面だけではなく、中身も計測すべき。

2 (-0.044)

3 (0.035)

再利用に際しては、密閉型容器の使用や地下水や地盤の汚染防止措置を義務付けるべきである。

2 (-0.031)

4 (0.308)

公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない除去土壤の要件は、復興再生利用についても定めるべきである。

1 (-0.066)

4 (0.252)

除去土壤の処分や再生利用に関しては、保有水等集排水設備を実証事業と同様に設置するよう省令改正案を再検討すべきである。

2 (-0.022)

4 (0.415)

防護策を行わずに被曝した場合、作業員に労災が発生する可能性があり、その責任の主体はどこにあるのかを明らかにすべきである。

3 (0.009)

4 (0.368)

万一健康被害があったときの補償なども検討すべきであるが、その記載がない。

2 (-0.001)

3 (0.248)

その他の地域の住民にとって被ばくによるメリットは何ら発生しない。

2 (-0.024)

4 (0.294)

除去土壤の処置に関するシナリオが提示されているが、スラグや焼成物が再生利用に含まれることは不明確である。

1 (-0.062)

3 (0.050)

公共の水域や地下水に影響を与えないという確証が不十分である。

3 (0.008)

4 (0.306)

全ての土壤を対象に保有水等集排水設備を設置すべき。

2 (-0.012)

4 (0.340)

除去土壤の溶出試験基準で埋立処理することは廃棄物処理基準と矛盾している。

1 (-0.066)

2 (-0.136)

再生資材化において、盛り土・埋立ての使用が埋立処分に含まれることが不明確である。

2 (-0.048)

3 (0.234)

除去土壤の処分に関する条文には、分別・分級・溶融／焼成・固化処理等の操作についての説明がない。

2 (-0.041)

3 (0.120)

58条二の除去土壤の処分内容が不明確である。

2 (-0.044)

3 (0.220)

放射線防護と作業者の安全確保に向けた具体的な施策が求められています。高校の科学部での放射線測定経験の提供や、作業者の被ばく実態の実証事業を通じて、放射線の影響を正確に把握し、適切な防護策を講じる必要があります。また、放射能に関する教育の透明性を高め、地域住民への情報提供を強化することで、放射性物質管理の責任を明確にし、住民の不安を軽減することが重要です。特に、健康リスクに敏感な層への特別な保護措置を講じることが求められています。

明確さ	一貫性	整合性	差異性	ベクトル空間	UMAP
4	4	4	4	3 (0.006)	4 (0.350)

評価コメント：施策の提言は明確で、放射線防護に関する具体的な意見が多く、一貫性も保たれている。ただし、情報が多いため、もう少し整理するとさらに良くなる。

## 意見一覧

意見	ベクトル空間	UMAP
高校の科学部に放射線測定の経験を積む機会を提供すべき	3 (0.032)	5 (0.523)
放射線は有無の問題ではなく量の問題であることを広く常識にしたい	4 (0.055)	5 (0.503)
放射能で被爆させる危険性がないのなら、きちんと納得のゆく説明をすべきである。	3 (0.047)	5 (0.556)
住民からの放射性物質に対する不安や風評被害の意見に応える説明が必要である。	3 (0.017)	5 (0.526)
放射性物質の危険性を最小限にするために、政府主導で研究・分析を進めるべき。	3 (0.032)	4 (0.448)
被ばく量のシミュレーションを行わずに省令を通そうとすることに驚く。	2 (-0.017)	4 (0.279)
再生利用に伴う作業員の被ばく実態について、シミュレーションだけでなく実証事業に基づいた具体的な内部・外部被ばくの実数を示すべきである。	2 (-0.035)	4 (0.379)
放射線に閾値はなく、どんなに小さな放射線量でも健康リスクをゼロにする保証はない。	3 (0.037)	4 (0.366)
被ばく線量と影響を過小評価している。	2 (-0.005)	3 (0.233)
無用な被ばくを避けることが重要。	3 (0.005)	3 (0.019)
人は放射能を出している多種の物から絶えず被爆しているため、それを加味しないと被ばく過多になり、体に多大な害を受ける。	3 (0.017)	4 (0.407)
赤ちゃんやお年寄り、病気の方は健康な人より放射能からの害を受けやすい。	3 (0.011)	2 (-0.032)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

この基準は放射性物質の集中管理の原則と相反する。

2 (-0.012)

3 (0.189)

原子炉等規制法で定められた数値を無視して計画を進めることは危険であり、国は汚染土の集中管理を責任を持って行うべきである。

1 (-0.059)

3 (0.249)

欧米では放射性物質に非常に敏感である。

3 (0.002)

4 (0.428)

放射性物質を扱い、事故によりばらまいたのは事業者と国である。

3 (0.017)

4 (0.407)

特に、放射線の影響を受けやすい子どもや妊婦への特別な保護措置が講じられていない。

3 (0.034)

3 (0.116)

政策決定者は放射性物質の影響を考慮し、計画の再検討を促すべきである。

3 (0.010)

5 (0.520)

放射性物質の管理責任が明確ではない。

2 (-0.004)

4 (0.447)

作業者が放射線被ばくした数量のチェックが考えられていない

4 (0.054)

4 (0.442)

作業環境における放射線量の把握や個人線量計の携帯について、作業者の意見を聞いた上で対応を検討することは常識的に考えられない。

4 (0.064)

4 (0.486)

作業にあたり、どのような放射線防護策が行われるのかが明確にされる必要がある。

4 (0.055)

4 (0.468)

埋立処分先や再生利用先の地域住民への放射能防護のための周知・喚起を行うべき

2 (-0.032)

5 (0.537)

地域住民の放射能防護対策にかかる費用を国が補填する規定を設けるべき

3 (0.001)

5 (0.607)

環境中の放射性物質濃度を定期的に監視する必要がある。

2 (-0.004)

4 (0.434)

日本産業規格 K0058-1 による試験で放射性物質が溶出されるかどうかが証明されていない。

3 (0.007)

3 (0.135)

放射線障害防止のために、空間線量率の達成目標を告示の中で定めるべきである。

3 (0.020)

4 (0.491)

除去土壤の放射能濃度を「おおよその計算」で算出するのは杜撰であり、作業者が生身で扱う除去土壤の濃度を正確に確認すべきである。

1 (-0.077)

3 (0.021)

再生利用には埋立処分（最終処分）が含まれることになる。

1 (-0.120)

3 (0.218)

意見	ベクトル空間	UMAP
将来世代に悪影響がないと言い切れるかどうか分からず、不安を感じている。	3 (0.006)	3 (0.201)
一方的な放射能安全教育は何もわからない若者への刷り込みとなっている。	3 (0.025)	3 (0.135)
浸出水中の微量な放射性物質や二次生成物の検出も視野に入れた検査方法を採用すべき。	2 (-0.006)	4 (0.470)

## 政策に対する強い反対意見と感情的な反応の表明（15件）

特定の政策や法案に対する強い反対の姿勢が示されており、反対の理由として三原則に反することや偽情報への対処が挙げられています。また、反対意見には感情的な不満や苛立ちが強調されており、具体的な状況や理由が示されていない場合でも、強い感情が表現されています。このような意見は、政策決定者に対する強いメッセージを伝える重要な要素となっています。

明確さ	一貫性	整合性	差異性	ベクトル空間	UMAP
4	3	4	4	5 (0.176)	5 (0.892)

評価コメント：反対意見は明確に表現されているが、感情的な表現が多く、論理的なつながりがやや弱い。独自の視点があり、他のクラスタと区別しやすい。

## 意見一覧

意見	ベクトル空間	UMAP
反対	5 (0.298)	5 (0.936)
だめ	3 (0.035)	5 (0.724)
辞めて。反対です。	5 (0.177)	5 (0.920)
断固反対です。	5 (0.217)	5 (0.934)
この法案には反対です。	4 (0.065)	5 (0.929)
改正に反対である。	5 (0.157)	5 (0.937)
いい加減にしろよ	3 (0.026)	5 (0.600)
反対反対	5 (0.294)	5 (0.925)
絶対反対	5 (0.266)	5 (0.937)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

絶対的反対	5 (0.270)	5 (0.934)
反対である。	5 (0.295)	5 (0.935)
反対である	5 (0.310)	5 (0.924)
三原則（取り除く、さえぎる、遠ざける）に反している	4 (0.062)	5 (0.923)
偽・誤情報を用いた反対の動きに対峙することが課題である。	4 (0.092)	5 (0.933)
原発推進に反対である	4 (0.081)	5 (0.891)

## 汚染土壌の安全な取り扱いと地域住民の懸念の解消（37件）

汚染土壌の再利用に関する懸念が高まる中、地域住民の不安やリスク評価が重要な課題となっています。具体的には、除染土壌の再利用に対する科学的根拠の不足や、住民への被ばくリスク、地域間の不公平感が指摘されています。また、過去の事故の教訓を踏まえた慎重なアプローチが求められ、地域住民の意見を反映させる場の必要性が強調されています。汚染土壌の取り扱いにおいては、透明性のある情報提供と、地域住民との対話を通じた信頼関係の構築が不可欠です。

明確さ	一貫性	整合性	差異性	ベクトル空間	UMAP
4	4	4	4	3 (0.047)	4 (0.494)

評価コメント：意見は明確で、地域住民の懸念をしっかりと反映しているが、情報の整理がもう少し必要。

## 意見一覧

意見	ベクトル空間	UMAP
汚染土再利用計画を撤回してほしい。	3 (0.043)	5 (0.595)
汚染土の県外使用を禁止すべき	3 (0.042)	5 (0.570)
除染されていない汚染土壌の再利用は愚策である。	4 (0.070)	5 (0.560)
汚染土を持ちこまれる全国各地の住民と作業者から意見を聞く場を作るべき	4 (0.079)	5 (0.599)
除染土の再利用について国民の理解が全く進んでいないと思う	4 (0.053)	4 (0.365)
除染ができる技術開発が進むまで、保管し、然るべき時に環境汚染しないように処理すべき。	3 (0.022)	5 (0.532)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

汚染土の影響に関する十分な科学的研究が行われていない中で、その使用を認めることはリスクが過大である。

3 (0.043)

5 (0.651)

汚染土が全国に拡大すれば、同じことが起こる可能性がある。

4 (0.077)

4 (0.472)

汚染土の再利用は、運転手や労働者、周辺住民が粉塵を吸い込み内部被ばくを受けるリスクがある。

4 (0.061)

5 (0.640)

土壤汚染は植物の成長にも影響を与え、食物連鎖の初段階から問題を引き起こす。

3 (0.043)

4 (0.397)

集中豪雨・洪水・土砂崩れ等で大量の汚染土が流出する可能性がある。

3 (0.042)

4 (0.472)

流出した汚染土は乾燥により再浮遊、拡散の可能性があり被害拡大もあり得る。

3 (0.041)

4 (0.385)

先の道路陥没事故は下水管の傷が原因で大きな事故になった。

2 (-0.005)

4 (0.320)

輸送中の事故による汚染土流出のおそれがある。

3 (0.042)

5 (0.522)

除染された土壤は火山灰土であり、表層土壤は流失の危険が大きく、土木工事には適していない。

3 (0.030)

3 (0.235)

汚染土の再利用による拡散は地域間での不公平感を生み出す可能性がある

4 (0.092)

5 (0.596)

一部の地域が汚染を受け入れさせられる感覚を抱くことは社会的対立を引き起こすかもしれない

3 (0.045)

5 (0.560)

汚染土壤を地下に埋めて立入禁止区域とするべきである。

3 (0.028)

4 (0.490)

危険だから汚染土を除染したのに、危険な土を再利用するのは矛盾である。

4 (0.056)

5 (0.665)

汚染土が安全に再利用できるのなら、除染が必要なかったことになるため、この事業はおかしい。

4 (0.064)

5 (0.641)

中間貯蔵施設に埋設された汚染土を掘り返すことは愚かである。

3 (0.024)

3 (0.219)

汚染土壤の使用は地域住民や訪問者に心理的な不安やストレスを引き起こすことがある。

4 (0.082)

5 (0.545)

汚染土壤の使用は生活の質の低下や地域のイメージ悪化につながる。

4 (0.082)

5 (0.560)

除染土を再利用する際は、国会周辺、首相官邸、議員宿舎などで最低5年間の実証試験を行うべきである。

3 (0.025)

5 (0.539)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

実証試験の結果を全国民に広く知らしめた後に除染土の再利用を行うべきである。

3 (0.047)

4 (0.387)

汚染された地域に住んでいる方々と再度話をするべきである

4 (0.069)

5 (0.580)

全国に汚染土壌を拡散させるための詭弁である。

3 (0.019)

5 (0.515)

地元の人々は、自身の土地から除去された汚染物質が他地域に持ち込まれることによる二次汚染を恐れている。

3 (0.029)

5 (0.556)

除去土壌の汚染状況を調査する方法が不十分であり、汚染の実態が正確に把握されない可能性が高い

3 (0.043)

4 (0.274)

除染土壌の再利用が復興の役に立つという根拠不明のイメージを植え付けている

4 (0.068)

4 (0.321)

除去土壌を持ち込まれた地域住民には被ばくリスクがあり、正味の便益は存在しない。

3 (0.026)

3 (0.183)

汚染土壌を遮蔽材で覆い、外部被ばくを低減する必要がある。

3 (0.039)

5 (0.607)

「汚染を生じさせるおそれのないもの」の要件が不明瞭である。

3 (0.033)

4 (0.387)

「除染土」という表現は使うべきでなく、汚れがたまたまぎれもない「汚染土」と呼ぶべきである。

4 (0.061)

5 (0.571)

除染土は2879万立方メートルから1400万立方メートルに減少した理由が不明であり、手抜きと映る。

3 (0.036)

5 (0.508)

除染の必要がある場所は全て除染すべきである。

3 (0.041)

5 (0.608)

除染土をなんとかしなくてはいけないということには賛同するが、提示されている環境の汚染への対処方法が正しいかどうか不安である。

3 (0.050)

5 (0.649)

## 放射能汚染土の安全管理とリスク回避の徹底（40件）

放射能汚染土の再利用に対する強い懸念が示されており、特に汚染土が環境や生態系に与える影響、作業員や住民の健康リスク、そして地方自治体の管理能力に対する疑問が中心的な論点となっています。土壤汚染対策法の適用や放射性物質の厳格な管理基準の必要性が強調され、再利用の際には放射性物質濃度の低減やリスク管理の徹底が求められています。また、公共事業における利権問題や、放射能汚染土の全国配送に対する反対意見も多く、國の方針に対する批判が高まっています。

明確さ	一貫性	整合性	差異性	ベクトル空間	UMAP
5	4	5	4	3 (0.043)	4 (0.299)

評価コメント：意見は明確で、放射能汚染土に関する懸念が一貫して表現されている。全体的に論理的で、他のクラスタと比較しても独自性が高いが、若干の重複が見られる。

## 意見一覧

意見	ベクトル空間	UMAP
放射能汚染土の再利用はやめるべきです。	4 (0.090)	4 (0.471)
放射性汚染土の全国配送に反対するべきである。	3 (0.028)	3 (0.015)
「放射性物質汚染対処特措法」には「除染土の再生利用」の規定がないため、再生利用を進めるのはおかしい。	4 (0.064)	5 (0.513)
国会審議もせずに放射能汚染土の「再生利用」を強引に解釈して進めるのは問題である。	4 (0.084)	4 (0.445)
処理とは除染のための作業や移動、保管、処分を指しており、再生利用や再利用の言葉は使われていない。	2 (-0.025)	4 (0.360)
環境省の主張は問題があり、生活空間に汚染土があれば常に被ばくし、被ばく量は増加すると考えるべき。	3 (0.001)	3 (0.204)
汚染された土壤は長期間にわたって高い放射線量を維持し、周辺環境に継続的な影響を与える。	3 (0.015)	3 (0.090)
埋め込み作業をするときの微細な土埃から作業員や近隣住民をどのように保護するのか不明である。	2 (-0.008)	4 (0.327)
土壤から放出される放射性物質は地表水や地下水を汚染し、水生生物に被害を与える可能性がある。	3 (0.033)	3 (0.082)
野生動物やペットも内部被曝リスクが存在する。	2 (-0.012)	4 (0.464)
地方自治体は、台風や地震、津波による浸水で放射能汚染した土が出てきた際に、速やかに放射能を測定し、汚染した土を管理することができるのか疑問である。	4 (0.071)	4 (0.449)
なぜリスクのある放射能汚染土を受け入れなければならないのか、その理由に疑問を持つ。	4 (0.079)	4 (0.491)
放射性物質管理の原点に基づき、除去土壤は集中管理すべきである。	4 (0.081)	4 (0.378)
除染土の運搬・施工では、事故や放射性物質の飛散・漏洩リスクが増大し、作業員や周辺住民への内部被ばくリスクが増加する。	3 (0.017)	3 (0.230)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

日本は放射能汚染土の管理において、海外の例を参考にして厳重管理すべきである。

4 (0.064)

4 (0.334)

放射能汚染土を全国にばら撒くべきではない。

4 (0.080)

4 (0.330)

汚染の少ない地域に汚染土を持ってくることは放射能汚染の追加である。

3 (0.040)

3 (0.183)

除去土壤は「低レベル放射性廃棄物」として最終処分すべきである。

4 (0.094)

4 (0.259)

低レベル放射性廃棄物として最終処分すべき。

3 (0.035)

2 (-0.153)

ゼネコンや原子力ムラにお金を還流させて天下りするための行動があるのではないか。

3 (0.002)

5 (0.545)

放射能汚染土の公共事業での再利用は産廃利権そのものである

4 (0.077)

4 (0.378)

放射能汚染土の再利用は、安全とは言えない。

4 (0.086)

4 (0.316)

再生利用との名を借りて日本中を放射能で汚染させることになりかねない。

4 (0.060)

4 (0.438)

放射能汚染土の取り扱いについて熟議することが求められている

4 (0.098)

5 (0.515)

除去土壤は放射能濃度を低減しても汚染土壤であり、真に貴重な資源と認識されているのか疑問である。

4 (0.065)

5 (0.506)

放射性物質は除染されていない山や森林から低地や除染した地域に移動している。

4 (0.059)

3 (0.144)

クリアランスレベルの80倍もの汚染土を「適切に管理」することを法律上担保することができないからではないか。

2 (-0.002)

3 (0.244)

土壤を中間貯蔵施設から運んで作業場に敷くまでの作業における粉塵吸い込みによる内部被ばくの計算がされていない。

2 (-0.005)

3 (0.029)

除去土壤を使うことでコストが高くなるが、放射線防護措置が義務規定として書かれていなかったため、コスト削減のために放射線防護措置が取られない可能性がある。

4 (0.064)

4 (0.310)

公共事業等を行う際、作業を行う人たちが低レベル放射性廃棄物相当の土を扱うことによる被ばくリスクについて、作業員に知らされるべきである。

3 (0.049)

2 (-0.194)

再利用前に放射性物質濃度を除染により低減すべきである。

3 (0.019)

3 (0.092)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

埋立処分に関するリスクは地下水汚染だけでなく、埋立土壤の飛散や崩壊による地面空間上での汚染リスクもある。

3 (0.005)

3 (0.150)

動植物の生息環境の被ばくリスクが高まることが懸念される。

2 (-0.004)

4 (0.393)

告示案「除去土壤の埋立処分を終了する場合の措置」において、地震による閉鎖部の損壊に関する規定がないため、放射線の遮蔽が不十分である。

4 (0.053)

3 (0.230)

「除去土壤」という表現では不明だが、実態は「放射能汚染土」と呼ぶべきである。

4 (0.078)

5 (0.583)

除去土壤は汚染土壤であるため、放射性物質汚染対処特措法ではなく環境基本法・土壤汚染対策法で対応すべき。

4 (0.089)

5 (0.577)

土壤汚染対策法の改正も同様に国民討議や国会審議で対処すべきである。

2 (-0.024)

4 (0.488)

土壤汚染対策法から放射性物質の除外規定を外すべきである。

5 (0.102)

5 (0.510)

土壤汚染対策法の中で埋立手法や基準等を設定すべきである。

2 (-0.011)

4 (0.345)

汚染の少ない土地に放射能汚染された土壤を移動して汚染を広げてはならない。

3 (0.022)

2 (-0.106)

## 放射線防護規制の強化と環境保護の重要性の再確認（24件）

国民の健康と環境を守るために、放射線防護規制の強化と透明性のある議論が求められています。特に、原子力緊急事態における基準の見直しや環境基準の厳格化が重要視されており、従来の法律や国際基準に基づいた適切な対策が必要です。意見の中には、放射線防護の正当化や環境保護に関する具体的な提案が含まれており、国民の健康被害を防ぐための法改正や省令改正が強く求められています。

## 明確さ

## 一貫性

## 整合性

## 差異性

## ベクトル空間

## UMAP

4

4

4

4

3 (0.036)

4 (0.451)

評価コメント：意見は明確で一貫性があり、放射線防護と環境保護に関する独自の視点が示されていますが、細部での表現の明確さが向上するとさらに良くなるでしょう。

## 意見一覧

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による放射能物質の環境汚染への対処に関する特別措置法施行規則の改正案に反対である。

放射性物質汚染対処特措法の附則で求められている3年後の抜本的な見直しがなされていない状態での省令改正に反対。

国民全体の健康被害を引き起こすリスクのある省令改正案が通るべきではない

いい加減な放射線量の基準の緩和を前提にした省令改正案を閣議決定で承認するのは民意に反する。

放射性物質汚染対処特措法第41条に「再生利用」を加えた法改正を国会に提出し審議すべき

この事業は中止すべきである。

当時と今では状況が変わっていると思う

今回の省令案は従来の放射線防護の規制を蔑ろにしている。

省令の方が法的に従来の放射線防護規制よりも上である理由を示してほしい。

ガイドラインや省令改正で済ませて法律改正を行おうとしないのは、放射性物質として扱わなくてよいクリアランスレベルとのダブルスタンダードとの明確な区別が法律上困難だからではないか。

日本政府が提案する改変数値は環境の安全性を脅かし、輸出に悪影響を及ぼす可能性があるため、現行の基準値を維持すべきである。

工事現場における工事従事者への放射線防護措置を考慮していないため、この省令は撤回すべきである。

復興再生利用事業に就く労働者の健康被害を防止するために、電離放射線障害防止規則の適用または準用を法改正か省令改正で義務付けるべきである。

印象操作はやめるべきである。

原子力緊急事態宣言下の基準が緩い状態での論議は許せない。

基準を平時に戻して議論すべき。

原子力災害対策特別措置法での緊急事態宣言下では、国民の被ばく低減のための応急対応期間である。

4 (0.074)

5 (0.628)

4 (0.051)

5 (0.512)

4 (0.050)

4 (0.298)

4 (0.096)

5 (0.543)

2 (-0.033)

2 (-0.008)

2 (-0.019)

3 (0.157)

3 (0.003)

4 (0.334)

4 (0.072)

4 (0.471)

3 (0.049)

4 (0.495)

3 (0.035)

4 (0.475)

3 (0.020)

5 (0.559)

3 (0.043)

4 (0.414)

4 (0.058)

5 (0.621)

2 (-0.033)

4 (0.370)

3 (0.037)

4 (0.437)

3 (0.017)

4 (0.475)

3 (0.047)

4 (0.278)

## 意見

国際放射線防護委員会の放射線防護3原則を取り入れた省令とすべきである。

現在の省令案は、放射線を使う行為の正当化が欠けている。

このような条文は大気汚染や水質汚染に対する対策が書かれているが、ワーキンググループによる討議が見えない。

公害対策基本法、環境基本法、放射性物質汚染対処特措法の改定は、規則の改定ではなく国民討議や国会審議で行うべきである。

環境基本法および関連法とともに、環境基準、規制基準を定めるべきである。

水質検査の改正案は、放射性物質が埋立処分される場所におけるリスクを十分に評価していないと思う。

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」に対する意見募集が行われている。

## ベクトル空間

## UMAP

4 (0.051)

4 (0.481)

4 (0.059)

4 (0.448)

3 (0.001)

5 (0.505)

4 (0.062)

5 (0.629)

3 (0.039)

5 (0.610)

2 (-0.007)

4 (0.463)

4 (0.098)

5 (0.622)

## 市民参加を促進する透明なパブリックコメント制度の構築（19件）

市民の意見を反映するためには、パブリックコメント制度の透明性と参加の重要性が不可欠です。具体的には、資料の提示を明確にし、意見募集の期間を適切に設定することが求められています。また、法案文書の可読性を向上させるために、条文の正式名称や引用先を明示し、一般市民が理解しやすい形で提供する必要があります。これにより、パブリックコメント制度の公平性や信頼性が向上し、民主主義の基盤を強化することが期待されます。

### 明確さ

### 一貫性

### 整合性

### 差異性

### ベクトル空間

### UMAP

4

4

4

4

3 (0.036)

5 (0.567)

評価コメント：意見は明確で具体的ですが、情報の提示方法に若干の改善が必要です。全体的に一貫性があり、独自の視点が強調されています。

## 意見一覧

### 意見

### ベクトル空間

### UMAP

住民との熟議も経ずに拙速にパブリックコメントの手続きを進めることは許されない。

3 (0.018)

5 (0.565)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

放射線審議会の答申や検討会の結論の前にパブリックコメントを進めるのはおかしい。

2 (-0.032)

5 (0.503)

政府はパブリックコメントを軽視すべきではない

4 (0.056)

5 (0.645)

形式的なパブリックコメントでは一般市民の声は届かない。

4 (0.054)

5 (0.614)

条文が科学的技術的に理解できず、国民一般の理解を妨げている。

3 (0.016)

3 (0.223)

法案がとてもややこしくてわかりにくい

3 (0.032)

5 (0.670)

パブコメ期間が短い。

4 (0.065)

5 (0.632)

テレビで公表するなど、もっとパブコメの周知をすべき。

3 (0.029)

5 (0.636)

一度「民意が否定した」パブコメをもう一度行うべきではない

3 (0.021)

5 (0.607)

縦書きの条文が横向きになっているため、一読するのが困難である。

3 (0.039)

5 (0.546)

意見募集の対象が縦書きのものを横に公開しているため、読みにくい。

4 (0.069)

5 (0.674)

PDFから直接コピーができない、関連箇所をコピー・アンド・ペーストで「引用」できるようにすべき。

4 (0.061)

5 (0.638)

パブコメには多くの文書が掲載されており、簡潔な要点の提示が必要である。

4 (0.075)

5 (0.677)

元文書の引用先を掲示することが望ましい。

3 (0.021)

5 (0.575)

パブリックコメントの資料の提示が非常にわかりにくい。

4 (0.082)

5 (0.668)

関係する条文の正式名称が文書ファイルに掲載されておらず、条文の項目も示されない文書は適切ではない。

2 (-0.002)

3 (0.234)

パブコメ文書で市民の意見をきちんと聞く姿勢が見られない。

3 (0.041)

5 (0.558)

このような状況が放置されると、パブリックコメント制度の公平性や信頼性が損なわれ、民主主義を支える仕組みが破壊される可能性がある。

3 (0.032)

5 (0.607)

これらのコメントはそれぞれ独立して提出可能であり、具体的な問題提起と改善案を盛り込んでいる。

2 (-0.001)

5 (0.503)

## 放射線防護策の透明性確保と法的整備の必要性（51件）

IAEA基準と日本政府の放射線防護策に関する懸念が高まる中、特に省令改正案に対する強い反対意見が寄せられています。具体的には、重要な技術概念や操作概念が明確に定義されていないこと、国会での議論を経ずに政策が進められる姿勢、住民との協議が欠如していることが指摘されています。また、除染土壌に関する法的整備やガイドラインの実効性が求められ、法的拘束力の欠如が実効性を損なう要因として挙げられています。これにより、住民の安全や権利が脅かされる可能性があるため、透明性の確保と法的な枠組みの整備が急務とされています。

明確さ	一貫性	整合性	差異性	ベクトル空間	UMAP
4	4	4	4	3 (0.003)	4 (0.278)

評価コメント：意見は明確で、法的整備の必要性が強調されているが、情報の過不足が見られる。全体的に一貫性があり、独自の視点が際立っている。

### 意見一覧

意見	ベクトル空間	UMAP
IAEAは信用できないため、その報告は基準のお墨付きにはならない。	2 (-0.020)	3 (0.247)
明確に説明していない段階での省令改正に反対。	3 (0.001)	4 (0.352)
IAEAの提言に従い、利害関係者（住民）と公開で協議すべきである。	1 (-0.071)	3 (0.185)
国土に大きな影響を与える政策を、国会の議論も経ない省令で実現しようとする姿勢は非常に姑息である。	2 (-0.016)	4 (0.333)
法律でない状況下で運用することは危険極まりない。	3 (0.021)	3 (0.069)
省令改正ではなく法改正を国会に提出すべきである。	2 (-0.009)	4 (0.472)
この省令案の定義は特措法第41条に書かれた「処分」からは読み取れない。	3 (0.027)	4 (0.413)
省令案はそのことが考慮されていないので撤回すべきである。	3 (0.030)	4 (0.429)
埋め立て作業に関する省令案のガイドラインには、除染実施者と事業実施者の責任が記載されているが、汚染土を発生させた東電の責任は記載されていない。	2 (-0.022)	4 (0.446)
利用場所や用途の制限が行われていない。	2 (-0.011)	1 (-0.264)
省令案が実施されると、元の非汚染農地への復元が不可能になるため、即刻撤回すべきである。	2 (-0.008)	4 (0.344)
用途について特段の制限が行われていない。	3 (0.016)	3 (0.046)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

省令案と告示における基準設定はおかしい。

3 (0.025)

4 (0.490)

事業実施者にとって、いつまで責任を負うのかが不明なままであるため、省令改正を行うべきではない。

3 (0.023)

4 (0.462)

ガイドラインには法的拘束力がないため、実効性が担保されていない。

4 (0.072)

4 (0.475)

違反した場合の措置も不明である。

3 (0.016)

3 (0.158)

施行規則改定や告示が提示されず、実証実験の結果を踏襲したガイドラインが基準として用いられるに懸念がある。

3 (0.014)

4 (0.464)

省令改正案・告示案では具体的な技術的要件が法的拘束力を持たないため、実際の運用がガイドラインに沿って行われることが担保されない。

4 (0.063)

5 (0.507)

ガイドラインは法的拘束力がないため、一般市民がその内容について意見表明できない。

3 (0.010)

4 (0.334)

管理・責任主体を省令に明記すべきである。

3 (0.021)

4 (0.267)

省令案第58条の四第1項～第4項には主語がなく、管理・責任主体が不明であるため、明確にすべきである。

3 (0.047)

4 (0.418)

ガイドライン案において「除染実施者が復興再生利用の責任を有している」とあるが、これは環境省を指すのか明記し、省令にも記載すべきである。

3 (0.001)

4 (0.473)

IAEA専門家会合最終報告書には、住民との協議の場を設けることが重視されているが、今回の省令案にはそれが反映されていない。

2 (-0.019)

4 (0.297)

IAEAが環境省の取り組みはIAEAの安全基準に合致していると述べたのは、線量が利害関係者との協議によって決定されるとの認識に基づいている。

1 (-0.057)

3 (0.246)

省令改正案では、保有水等集排水設備の設置を省くことは認められない。

2 (-0.001)

4 (0.464)

省令案には作業者の保護についての記載がなく、安全が守られない。

3 (0.045)

3 (0.250)

作業者の防護措置について何も書かれていない

3 (0.011)

2 (-0.053)

ガイドラインに書いても法的拘束力がない。

4 (0.079)

4 (0.430)

省令案は撤回すべきである。

3 (0.012)

4 (0.367)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

省令案の措置だけでは不十分であり、不足の事態にも対応できない。

3 (0.047)

4 (0.318)

IAEAの安全基準に合致するためには、規制機能が事業実施機能から独立している必要がある。

2 (-0.021)

3 (0.121)

運用機能から独立した規制機能を持つことの重要性が強調されているが、その担保方法が明らかになっていない。

3 (0.001)

3 (0.086)

改正省令案の曖昧さは、国の責務を放棄したことになるのではないか。

3 (0.022)

4 (0.471)

基本的な事項は法律に書くべきであり、告示で書くべきではない。

3 (0.017)

3 (0.057)

そのような状況にない地域の住民として、今回の省令案は容認できない。

2 (-0.005)

3 (0.214)

防護の最適化において、ステークホルダーとの協議が欠けてい

2 (-0.019)

2 (-0.102)

IAEAは放射線防護策において利益と害を評価すべきとし、前者が大きくなければ正当化されないと考えているが、日本政府はこの評価を行っていない。

1 (-0.076)

3 (0.215)

省令改定案で重要な操作概念や技術概念、生成物が定義されていないことは不誠実であり、国民を混乱させる。

3 (0.013)

4 (0.399)

ガイドラインではなく告示別表に記載した方が良い。

3 (0.045)

3 (0.249)

施行規則改定案では環境省告示 18 号ではなく、日本産業規格 K0058-1 での検液を規定するべきであり、現在の規定には齟齬がある。

2 (-0.037)

3 (0.225)

本省令案では処分と埋立処分、最終処分、復興再生利用の区別が明確ではない。

2 (-0.004)

3 (0.031)

このような支離滅裂の省令案が通れば今後現場に混乱をきたすことは明らかであり、一旦白紙に戻すべきである。

2 (-0.011)

4 (0.256)

除染土壌に対する各種の措置行為を特措法改正あるいは省令で明確に定義すべきである。

2 (-0.028)

3 (0.195)

特措法第 2 条の除染等の措置の定義がないまま、除染土壌に対して操作を行いガイドラインを作成することは問題である。

2 (-0.049)

4 (0.419)

省令改定案には除染土壌に対する処置操作が記載されていない。

3 (0.004)

4 (0.436)

## 意見

	ベクトル空間	UMAP
頻繁な法令改正により、現場の混乱や対応の遅れが生じる恐れがある。	2 (-0.018)	5 (0.527)
汚染対処特措法施行規則の改定で対応することには法的にも無理がある。	2 (-0.028)	2 (-0.120)
全体説明がなく、改正省令等を羅列しているのは問題である。	3 (0.032)	4 (0.371)
省令改定案で重要な技術用語が使用されていないのは非常に不誠実である。	3 (0.040)	4 (0.362)
第二十五条イの「同表の第二欄」が何を指しているのか不明であり、今回のファイルには記載がないため確認できない。	3 (0.008)	2 (-0.004)
重要事項は「復興再生利用ガイドライン」であるが、ガイドラインは関連資料扱いされていることに問題がある。	1 (-0.068)	4 (0.318)

## 復興再生利用における住民参加と透明性の確保（37件）

復興再生利用のプロセスにおいて、住民への事前情報公開や説明が不可欠であるとの認識が広がっています。特に、環境省の省令改正に関する透明性の欠如や市民参加の不足が問題視されており、住民が容易にアクセスできる情報提供の必要性が強調されています。住民説明会の開催や合意形成プロセスの法的義務化が求められ、国民的な議論を促進するための具体的な施策が必要とされています。これにより、住民の理解と同意を得た上で復興再生利用が実現されることが期待されています。

明確さ	一貫性	整合性	差異性	ベクトル空間	UMAP
4	4	4	4	3 (0.029)	4 (0.365)

評価コメント：住民参加と透明性の重要性が明確に伝わっており、意見も一貫している。ただし、情報の過不足や表現のぶれが若干見られる。

## 意見一覧

意見	ベクトル空間	UMAP
本当に安全かどうか分かりづらいので、情報をメディアやホームページで取り上げて国民に周知すべき。	3 (0.050)	5 (0.586)
全国各地で説明会を開き、住民が納得できるような説明を行うべきである。	4 (0.095)	5 (0.556)
環境省は、さまざまな選択肢の結果とトレードオフについて、一般市民と主要な利害関係者に明確に説明する必要がある。	3 (0.040)	4 (0.437)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

環境省は省令案改正について形式的なパブリックコメントのみですませようとしているが、一般市民からの意見を聞く態度がみられず、問題である。

環境省は省令案改正について、誰もが参加できる公開の場の公聴会や説明会を開催して内容を説明し、意見を聴取すべきである。

国民に積極的に周知し、国民的議論を進めるべきである

国会できちんと議論すべき

大企業として社会的責任、企業倫理をもって株主、従業員を説得すべきである。

飯館村民に対して十分な説明がされていない。

環境省はその情報を国民がアクセスできる場所に掲示し、周知を徹底すべきである。

環境省の省令案の変更は不透明であり、いつ、なぜ、どの段階で起きたのかが不明である。

この変更について国民への説明が不足しており、環境省への不審感を増強するため撤回すべきである。

調査結果を速やかに公開し、住民や関係者が容易にアクセスできるようにすることで、より透明性を確保すべき

測定データの解釈や政策決定に、公聴会などの専門家や市民の意見を反映させるための仕組みを提供すべき。

法改正をして早期段階における住民参加と情報公開義務について定めるべきである。

住民に対する説明（情報公開含む）が不十分であり、住民の同意を得ずに進められる点は重大な問題である。

住民説明会の開催や合意形成プロセスを法的に義務化すべきである。

住民の代表や住民団等を協議に加える必要がある。

復興再生利用実施の際には、事前の情報公開や住民への説明が必要であるが、現行の省令案やガイドライン案にはその記載がない。

公共事業を実施する場合、マスコミへの公表および住民説明会の実施を義務付けるべきである。

2 (-0.009)	1 (-0.365)
3 (0.043)	4 (0.330)
4 (0.054)	5 (0.550)
3 (0.007)	3 (0.056)
2 (-0.001)	4 (0.375)
3 (0.037)	4 (0.482)
3 (0.026)	5 (0.534)
2 (-0.047)	2 (-0.053)
2 (-0.016)	3 (0.225)
3 (0.038)	4 (0.450)
3 (0.024)	4 (0.258)
4 (0.071)	5 (0.598)
4 (0.080)	5 (0.532)
4 (0.075)	4 (0.479)
4 (0.066)	5 (0.594)
2 (-0.024)	5 (0.574)
4 (0.058)	5 (0.530)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

事前の情報公開についての規定がないことは問題である。	3 (0.015)	5 (0.587)
地域の人々の了解を得る必要がある。	4 (0.069)	5 (0.520)
科学者や専門家による説明会を開催し、技術的な詳細や安全性についての理解を深める機会を提供すべき。	3 (0.031)	4 (0.368)
住民が容易にアクセスできるようにすべき	3 (0.046)	4 (0.449)
運搬ルート、運搬方法、安全対策、事故時の対応計画等の情報を透明に公開し、地域住民や関係者が安心できる体制を構築すべき	3 (0.021)	3 (0.140)
環境省は将来のプロジェクトのための認可プロセスを検討する予定であるが、その実現については省令改正案で明確にされていない。	2 (-0.041)	3 (0.192)
今後の認可プロセスの実現方法について、環境省から公にされていない。	2 (-0.015)	3 (0.198)
処分の過程やリスク管理について詳細な情報を公表し、住民や地域社会の理解を得る努力が必要である。	3 (0.036)	4 (0.321)
住民参加の下で透明性のある情報提供が必要である。	4 (0.085)	5 (0.601)
環境省が実施する「全国民的な理解醸成」活動は、地域住民ではない若い世代に限定されている。	3 (0.035)	4 (0.445)
関連資料が膨大で、必要な情報を探し出すのが困難である。	3 (0.028)	4 (0.338)
意見を募集する気があるなら、省令案を撤回して説明・公聴会を行うべきである。	3 (0.013)	1 (-0.415)
関連資料の内容が不明であり、詳細を把握するためにはすべての資料を自ら確認する必要がある。	3 (0.003)	4 (0.488)
開催審議会等の情報がウェブ上にのみ記載されているため、アクセスが難しい。	3 (0.017)	4 (0.309)
市民の声を真摯に聞くつもりであれば、ポイントがわかる資料を作成して提示すべき。	3 (0.046)	5 (0.506)
個人情報が任意である点を悪用し、多重投稿を呼びかける動きが見られている。	2 (-0.006)	3 (0.224)
匿名での多重投稿が特定の集団によって煽動されたことを国民に周知し、報道機関への説明がなされるべきである。	3 (0.036)	5 (0.503)

## 放射線リスク管理と透明性の確保による安全体制の強化（55件）

放射線に関するリスクを適切に管理し、透明性を持った情報公開を行うことが求められています。具体的には、放射線のモニタリングや測定方法の明確化、施工現場での線量管理の徹底、廃棄物処分に関する基準の明確化が重要です。また、事故発生時の迅速な対応体制や、汚染監視の強化を通じて、局所的なリスクを把握し、全国的な問題の拡大を防ぐことが期待されています。これにより、住民や作業者の安全を確保し、信頼性のあるデータに基づいた意思決定が可能となります。

明確さ	一貫性	整合性	差異性	ベクトル空間	UMAP
4	4	4	4	3 (0.013)	4 (0.316)

評価コメント：全体的に明確で一貫した意見が述べられているが、具体的な管理方法に関する記載が不足している点が改善の余地がある。

### 意見一覧

意見	ベクトル空間	UMAP
命を危険にさらす問題については、簡単に決めてしまうべきではない。	2 (-0.009)	4 (0.349)
成人に対しても、どのように管理するのかを明示する必要がある。	3 (0.017)	5 (0.504)
施工した場合、利用者に対して線量計やホールボディカウンターの健診が必要である。	3 (0.013)	3 (0.223)
発生地での集中管理を徹底すべきである。	3 (0.033)	3 (0.161)
処分区域の選定基準が不明確であるべきではない	3 (0.002)	3 (0.242)
Chernobyl や Three Mile Island のように、一ヵ所にまとめて管理する方法が望ましい。	3 (0.024)	4 (0.454)
全国にホットスポットができる。	2 (-0.025)	3 (0.001)
Trench disposal, pit disposal 等最終処分と同様の管理をすべき。	3 (0.027)	5 (0.582)
全国にばら撒かずに発生地で集中管理すべき	2 (-0.019)	2 (-0.037)
安全性を証明するために、実際に自宅で検証するべきである。	3 (0.016)	2 (-0.076)
飛散・流出のリスクが高い場所を回避するのではなく、十分な検討を行うと記述されているだけである。	2 (-0.028)	4 (0.278)
施工中の作業者について年間作業時間を1,000時間と短く制限すべきである。	2 (-0.015)	2 (-0.094)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

クリアランスレベルまで減衰するまでの管理が誰によって行われるのかの記載がない。

3 (0.007)

4 (0.465)

適切な管理が必要で無くなるまでのプロセスについての説明が不足している。

3 (0.016)

5 (0.556)

管理そのものの期間を定めなければ意味がない。

3 (0.018)

4 (0.499)

放射線モニタリング期間を明確に規定し、永続的なモニタリングと測定機器の校正を義務付け、測定データを公開する体制を整備すべきである。

2 (-0.006)

5 (0.607)

維持管理が始まったら七日に一度線量を測定する必要があるが、測定結果の提出先や異常判断を行う人が不明である。

3 (0.047)

4 (0.392)

単に測定するだけでは意味がない。

3 (0.013)

3 (0.219)

モニタリング項目が空間線量しかなく、土壤や地下水の線量の定期モニタリングが予定されていないことは問題である。

2 (-0.020)

4 (0.398)

高濃度の側を低濃度の側に拡散させない詳細な測定方法を義務化すべき

3 (0.016)

4 (0.408)

局所的なホットスポットのリスク把握を徹底すべき

3 (0.031)

3 (0.228)

信頼性のある詳細な測定方法とデータインテグリティ体制を義務化すべきであり、局所的なホットスポットのリスク把握を徹底すべきである。

3 (0.035)

4 (0.250)

調査方法をより詳細かつ定期的に実施すべき

4 (0.053)

5 (0.509)

汚染が新たに発見されることを防ぐために、定期的な調査と迅速な対応が求められる

1 (-0.077)

5 (0.510)

測定データの正確性と信頼性を担保するために、データの記録・保存のプロセスにおいて厳格な基準を設けるべき。

3 (0.023)

2 (-0.174)

具体的には、第三者による監査、定期的なレビューやトレーラビリティの確保が必要である。

3 (0.015)

4 (0.437)

維持管理が始またら線量を測定し、その結果をどこに提出するか、誰が異常がないか判断するかを明確にすべきである。

4 (0.064)

4 (0.275)

測定結果を放置するのではなく、適切に管理する必要がある。

3 (0.037)

5 (0.567)

定期的な汚染状況の調査による継続的なデータ収集とモニタリングを実施すべき

2 (-0.011)

5 (0.575)

意見	ベクトル空間	UMAP
埋め立て線量は常時モニタリングし、実測値を速報で多言語公開すべき。	3 (0.023)	4 (0.301)
線量計を用いた線量管理をすべき。	3 (0.038)	3 (0.140)
施工従事者について個別に線量計測を行うべきである。	3 (0.040)	3 (0.177)
竣工後は施工箇所の線量の測定とその結果の公表を継続的に行い、施工箇所に接近する者の安全を図るべきである。	3 (0.045)	4 (0.311)
表示期間はどの程度なのかを明確にする必要がある。	3 (0.045)	5 (0.573)
実施後に場所の特定が可能になるのかを確認する必要がある。	3 (0.033)	4 (0.423)
施工や維持管理に関する基本事項が抽象的であり、具体的な管理方法等の記載が欠如しているため、より詳細で明確な指針を策定すべき。	3 (0.024)	5 (0.564)
処分区域の選定基準を明確化すべき。	3 (0.016)	3 (0.233)
リスクが高い場所を回避するのではなく、十分な検討を行うべきである。	3 (0.017)	4 (0.394)
処分地選定基準を公開すべき	2 (-0.026)	3 (0.180)
発生した問題に対する迅速な対応と責任追及が可能な体制を整えるべき。	2 (-0.019)	1 (-0.256)
責任の所在が曖昧になることで万が一の事故が発生した際に迅速な対応ができない懸念がある。	2 (-0.016)	1 (-0.291)
これらの対策は、効果と費用を考慮し、最適に組み合わせる必要がある。	3 (0.002)	4 (0.310)
「検出されないこと」がどの程度の濃度なのか具体的に示すべきである。	3 (0.020)	3 (0.150)
「検出されないこと」という表現は「含まれない」と誤解される可能性がある。	2 (-0.014)	3 (0.049)
処分後の一定期間にわたる定期的なモニタリングが不可欠である。	4 (0.069)	5 (0.626)
管理終了の要件を明確化すべき	3 (0.041)	4 (0.456)
埋め立て処分の「管理終了の要件」は今後の検討課題となるべきである。	3 (0.019)	4 (0.373)

## 意見

自治体が最終処分地として受け入れる際の判断基準の一つとして、要件の提示が必要である。

?期的な安全性を確保すべき

覆い材の耐用年数や補修頻度を明記し、定期的な安全性を確保する仕組みを構築すべきである。

他の手段を検討すべき。

改正によって検査の頻度や項目が減少すれば、潜在的な汚染を見落とす可能性があるため、現在の検査方法を維持し、むしろ改善すべき。

改正案は検査の頻度や検査項目が限定的であり、汚染が広範囲に広がるリスクを軽視しているため、より詳細で包括的な検査方法を導入すべき。

検査の頻度や検査項目が限定的であり、汚染が広範囲に広がるリスクを軽視していると感じる。

より詳細で包括的な検査方法を導入し、事故発生後の検証が適切に行われるようすべきである。

## ベクトル空間

## UMAP

2 (-0.023)

4 (0.323)

3 (0.020)

3 (0.117)

4 (0.058)

4 (0.489)

3 (0.008)

4 (0.316)

2 (-0.011)

5 (0.585)

2 (-0.025)

4 (0.487)

2 (-0.039)

5 (0.605)

3 (0.049)

4 (0.446)

## 放射性物質基準の見直しと環境安全性の確保（37件）

土壌の放射性物質基準に対する懸念が高まっており、特に $8,000\text{Bq/kg}$ という基準値が本当に安全なのか疑問視されています。復興再生利用の目的で設定されたこの基準は、環境の安全性や国際基準との整合性に問題があると指摘されています。また、年間1ミリシーベルトの被曝基準の見直しや、内部被ばくと外部被ばくの不均衡についても強い意見が寄せられています。特に、子どもへの影響や差別的な被曝限度の設定に対する懸念が強調され、より厳格な基準の設定が求められています。

### 明確さ

### 一貫性

### 整合性

### 差異性

### ベクトル空間

### UMAP

4

4

4

4

4 (0.052)

5 (0.517)

評価コメント：意見は明確で、放射性物質基準の見直しに関する懸念が一貫して表現されているが、情報の過不足が若干見受けられる。

## 意見一覧

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

環境省資料では8000ベクレル毎キログラムは「安全に処理できる基準」と説明されているが、今回は「(復興) 再生利用」する基準に変化している。

追加被ばく年間1ミリシーベルトを越えないことを提示すべきである。

年間1mSvの被曝が70年続くと70mSvになることを考慮すべきである。

ICRPの推定によれば、年間1mSvの被曝でがん死が10万人あたり350人増えることは、発がん性化学物質の環境基準の350倍に相当する。

環境省は「1mSvは安全と危険の境目ではない」と述べており、1mSv以下が安全ではないことを示唆している。

福島原発事故以降、1ミリシーベルト以下なら安全という基準が設けられたが、その基準がもたらす放射線リスクについての問題がある。

1ミリシーベルトの基準が重ねられた結果、高まった放射線リスクの許容範囲について疑問がある。

「実効線量が一年間につき一ミリシーベルト」は子どもには大きいので、子どもへの対策が必要である。

8,000 Bq/kg より低い濃度の土壤でも悪影響を受ける。

今回の案は放射能残土を全国にばら撒くことであり、年1mSvの原則が破られることになる。

1キログラムあたり8000ベクレル以下という基準は、他の土壤で薄めることで高濃度の土壤でも再生利用可能となり、放射性物質の拡散を助長する。

環境省は、8,000Bq/kgを「分類上は低レベル放射性廃棄物に該当する」と整理している。

8,000Bq/kg の大半がセシウム137であるため、本来の基準が必要である。

「除去土壤の放射能濃度」の 8,000Bq/kg 以下は撤回すべきである。

環境大臣が定める告示で8,000Bq/kg以下の除去土壤を再利用できることとするのは納得できない。

8,000ベクレルという値は本当に安全なのか疑問である。

4 (0.054)

5 (0.613)

4 (0.077)

5 (0.555)

4 (0.071)

5 (0.509)

3 (0.043)

5 (0.577)

3 (0.046)

5 (0.630)

3 (0.040)

4 (0.412)

3 (0.039)

4 (0.471)

3 (0.042)

5 (0.580)

4 (0.061)

4 (0.463)

3 (0.012)

5 (0.523)

4 (0.058)

5 (0.581)

4 (0.060)

5 (0.589)

4 (0.084)

4 (0.368)

3 (0.030)

4 (0.308)

3 (0.018)

4 (0.388)

5 (0.113)

5 (0.619)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

基準を80倍緩和する意味がわからない。

3 (0.042)

5 (0.628)

従来の100ベクレル/kgの規制を堅守すべきである。

4 (0.056)

5 (0.613)

8,000Bq/kg以下の土壤のうち100Bq/kgを超えるものは低レベル放射性廃棄物として扱われるべきである。

3 (0.044)

4 (0.406)

日本の土壤汚染基準値5,000ベクレル/kgは環境の安全性を確保し、国際市場での信頼を維持するために重要である。

3 (0.016)

5 (0.621)

改正案で提示された除去土壤の放射能濃度基準値8,000Bq/kgは高過ぎる。

4 (0.050)

4 (0.440)

除去土壤の放射能濃度基準値はせめて半分以下の4,000Bq/kgにすべき。

4 (0.061)

4 (0.277)

被ばく線量年間1mSvに相当する除去土壤の放射能濃度について言及する必要がある。

3 (0.032)

5 (0.594)

作業時間を1,000時間に限定しない場合、被ばく線量は年間13.2 mSvになるはず。

4 (0.052)

4 (0.343)

8,000ベクレル/kgという数字を安全基準として適用させることはできない。

5 (0.137)

5 (0.619)

遮蔽係数0.6を導入した上で年間0.93mSvと評価することが重要である。

3 (0.034)

4 (0.494)

内部被ばくの基準は毎日2Lを365日飲み続けて年間1ミリシーベルトを超えない基準にしているが、外部被ばくの基準が設定されていないのは不適切である。

4 (0.084)

5 (0.615)

1キログラムあたり8000ベクレルで汚染した土を「復興再生利用」しようという結論ありきで基準が設定されているのが明らかである。

3 (0.018)

5 (0.575)

8000Bq/kg以下だから「電離則」の適用外としているのは不適切である。

4 (0.074)

5 (0.531)

濃度が1万Bq/kgを超え、数量が1万ベクレルを超えるものは「放射性物質」と定義されるため、復興再生利用事業には「電離則」が適用されるべきである。

4 (0.079)

5 (0.571)

1キログラム当たり8,000ベクレルの土壤でも1.25キログラムあれば10,000ベクレル相当の放射能になる可能性がある。

4 (0.069)

5 (0.553)

一体一か所にどれくらいの放射性物質を埋め込もうとしているのか、また一か所の上限量はどうなっているのか疑問である。

2 (-0.003)

5 (0.518)

## 意見

ガイドライン案では検出下限値の目標範囲を10~20Bq/Lとするのは高すぎる。

10万ベクレル/キログラムを超える特定廃棄物は遮断型相当の最終処分場で処理すべきである。

Cs-137濃度の基準が必要である。

年間1ミリシーベルト以下を達成目標とすることが妥当である。

福島だけが年20mSvの被曝限度を許容するのは明らかな差別であり、福島の復興には本来の年1mSvを維持すべきである。

## ベクトル空間

## UMAP

4 (0.082)

4 (0.481)

3 (0.031)

5 (0.520)

4 (0.063)

5 (0.515)

4 (0.051)

5 (0.551)

3 (0.009)

4 (0.475)

## 放射性物質の長期管理と安全基準の強化による住民保護（35件）

福島第一原発事故に関連する放射性物質の管理と再利用に関する懸念が高まっています。特に、土壤や地下水への放射性物質の浸透、農業用土壤への影響、そして子供たちや妊婦に対する健康リスクが重要な課題として浮上しています。住民の健康を守るために、放射性物質の長期的な管理と厳格な安全基準の設定が不可欠であり、特に公園や学校周辺での使用に際しては、より慎重な評価と基準の見直しが求められています。また、放射性物質の再利用に伴うリスクを軽減するためには、セシウム以外の核種の測定や評価も重要であり、実証実験の環境設定や基準値の透明性が必要です。

### 明確さ

### 一貫性

### 整合性

### 差異性

### ベクトル空間

### UMAP

4

4

4

4

2 (-0.009)

3 (0.190)

評価コメント：全体的に明確で一貫した意見が述べられているが、細部での表現の工夫が求められる。特に、他のクラスタとの独自性をさらに強調することで、より際立たせることができる。

## 意見一覧

### 意見

### ベクトル空間

### UMAP

福島第一原発に近い土壤ほど水溶性セシウムが多く含まれることが示されている。

3 (0.040)

4 (0.338)

残りの1つの実証事業は施工期間の初期に水溶性セシウムの流出可能性を否定できないため、再検証が必要である。

3 (0.025)

4 (0.380)

放射性セシウムは土壤表面に長期間留まる傾向があり、深部に浸透しにくい特性がある。

3 (0.045)

4 (0.363)

基準値以下であっても複数の場所で除去土壤が再生利用されると、広範囲での放射性物質の蓄積を招く可能性がある。

2 (-0.031)

3 (0.182)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

妊婦・乳幼児・子供への影響は甚大である。

2 (-0.000)

3 (0.104)

放射性物質による内部被曝は、特に成長期の子供たちにとって深刻な健康リスクとなる。

3 (0.020)

3 (0.228)

公園や学校周辺での放射性物質の使用は、子供たちの日常生活に直接的な影響を与え、安全な成長環境を奪う。

3 (0.026)

4 (0.328)

子供たちが土壤を触り、吸い込んだり口に入れたりすることで、健康被害（がん、心臓病など）を引き起こす可能性がある。

2 (-0.022)

3 (0.012)

福島県の子供に甲状腺がんが多発しているというデータがある。

2 (-0.002)

4 (0.377)

粉塵による内部被ばくの危険性がある。

2 (-0.003)

1 (-0.282)

復興再生利用事業の工事中に放射性物質が空気中に拡散し、近隣住民が放射性物質を吸い込むリスクがある。

2 (-0.000)

3 (0.135)

粉じんの粒子の大きさによってはセシウムボールとして肺の奥まで達し沈着する可能性がある。

3 (0.039)

4 (0.394)

微小粒子は相当な距離を移動するため、住民も被ばくする危険がある。

3 (0.014)

4 (0.252)

道路の盛土に放射性物質を使用することは、地下水への流入や大気中への拡散を引き起こし、住民の健康被害をもたらす可能性がある。

2 (-0.020)

3 (0.204)

放射性物質は食物連鎖を通じて蓄積され、生態系全体に影響を与える。

3 (0.008)

4 (0.256)

除去土壤が飛散・流出しないように覆土等を行うべきであるが、放射性セシウムの減衰には190年かかるため、長期間の管理が必要である。

2 (-0.014)

4 (0.401)

放射能汚染土の再利用は、放射性物質の拡散リスクを高める危険な政策である。

1 (-0.115)

2 (-0.227)

農業用土にセシウム等が入ってくることを問題視している。

2 (-0.009)

4 (0.388)

国は再生利用する土壤は放射線量が低く、比較的安全と主張しているので、一定の場所に集中させても問題はないはずだ。

2 (-0.042)

4 (0.347)

子どもは大人よりも放射線感受性が高いため、公園などの子どもたちが頻繁に利用する場所で再生利用を行う際は、安全基準をより厳格に設定することが不可欠である。

2 (-0.012)

3 (0.072)

## 意見

## ベクトル空間

## UMAP

公園などにバラまかれた場合、子ども達が被爆してしまう可能性がある。

3 (0.018)

3 (0.175)

復興再生利用をするのであれば、除去土壤の放射能濃度を考慮する必要がある。

1 (-0.054)

4 (0.397)

放射能基準のダブルスタンダードを認めることはできない。

2 (-0.042)

2 (-0.175)

基準値緩和による除去土壤の放射能濃度基準値（8,000ベクレル/kg）は極めて高く、公共の場で再利用される場合の被ばくリスクを増大させる。

1 (-0.068)

2 (-0.141)

放射能濃度の基準は、実際に廃棄物のそばで生活する人々の状況を考慮すべきである。

2 (-0.036)

3 (0.057)

ストロンチウムなどのセシウム以外の放射性核種が考慮されていない。

3 (0.011)

3 (0.223)

半減期が5万年のストロンチウムなど、減退期の長い放射性物質を測定しないことは恣意的で信頼できない。

2 (-0.004)

3 (0.152)

セシウム以外の放射性物質についてのデータが無いと安全だと言いかねない。

3 (0.018)

3 (0.232)

セシウム以外の放射性物質も計測すべき。

3 (0.022)

3 (0.197)

セシウム以外の放射性核種についての濃度判断は、原子力施設等におけるクリアランスレベル以下であることを根拠としているが、土壤を使用する場合にはその基準が正しいとは言えないのではないか。

3 (0.008)

3 (0.223)

地下水への浸透についてセシウム以外の放射性核種の浸透にも触れるべきである。

3 (0.046)

4 (0.319)

福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質を日本中の公園や土地に撒くことは非常に危険で非現実的な提案である。

2 (-0.031)

3 (0.135)

復興再生利用に用いる除去土壤の放射能濃度が100Bq/kgに減衰するまでの期間を厳重な管理年限として定めるべきである。

2 (-0.050)

2 (-0.117)

局所的な高濃度汚染が平均化されることにより、除去土壤の放射能濃度基準値を下回らせることが可能である。

1 (-0.090)

4 (0.338)

実証実験は雑草が生えていない環境で行われているため、植物が根を土中に広げた際の放射性物質の吸収とその拡散について検証されていない。

2 (-0.013)

4 (0.389)

